

民間資金等活用事業推進委員会
第1回事業推進部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第1回事業推進部会 議事次第

日 時：平成30年11月6日（火）15:00～17:00

場 所：中央合同庁舎第8号館4階416会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 事業推進部会の進め方について
- (2) 期間満了PFI事業の検証について
- (3) 優先的検討について
- (4) 改正PFI法に基づくワンストップ窓口制度等について（報告）
- (5) 事業推進部会／今後のスケジュールについて

3. 閉 会

○宇根企画官 それでは、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会 第1回事業推進部会」を開催させていただきたいと思えます。

私は、事務局である内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）の企画官をやっております宇根と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

本日は、お忙しい中、また天気が悪い中、御参加いただきありがとうございます。

本部会に所属する委員・専門委員につきましては、委員会令第4条第1項の規定に基づき、参考資料①の委員名簿のとおり、石原委員長から御指名をいただいた皆様方に委員・専門委員になっていただいたところでございます。

また、部会長につきましては、同条第2項の規定に基づき、石原委員長から根本委員が御指名を受けておられます。

それでは、委員・専門委員の皆様のお紹介をさせていただきたいと思えます。

まず、根本祐二部会長でございます。

北詰恵一委員でございます。

宇野二郎専門委員でございます。

黒石匡昭専門委員でございます。

下長右二専門委員でございます。

二本松裕子専門委員でございます。

福島隆則専門委員でございます。

村松久美子専門委員でございます。

山口直也専門委員でございます。

横山幸司専門委員でございます。

渡辺良江専門委員でございます。

以上が委員・専門委員でございますが、本日は、加えて、民間資金等活用事業推進機構の半田代表取締役社長にもオブザーバーとして御出席いただいております。

また、事務局につきましては、座席表のとおりでございますので、紹介を割愛させていただきます。

本日は、事業推進部会の構成員11名全員に参加いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、部会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、議事に入る前に、内閣府PPP/PFI推進室長、審議官の石川から一言御挨拶をさせていただきます。審議官、よろしくお願ひします。

○石川審議官 御紹介ありがとうございました内閣府審議官PPP/PFI推進室長の石川でございます。御挨拶させていただきます。

各委員の皆様におかれましては、日ごろより、内閣府の政策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

PFI事業については、昨年度、実施方針を策定した事業が60件ほど増え、PPP/PFI手法による事業化は着実に普及しております。

一方で、PPP/PFI事業の普及のためには、さまざまな課題がございます。これまでも、事業部会におきましては、民間提案の積極的な活用、バンドリング・広域化の推進、コンセッション市場の伸長に伴う人材ニーズの把握について、また優先的検討部会では、優先的検討について御議論いただき、さまざまな改善につなげてきたところでございます。

しかしながら、まだまだ残された課題もあると認識しております。例えば、地方公共団体によっては老朽化した施設の建てかえ、集約化などのたまがいろいろありながら、PPP/PFI手法による発注手続が面倒であるとか、従来型の発注を続けている例もあるでしょうし、PFI事業の終了を迎える事業が多く出てくる中、2期目の事業にどのようにつなげていくか悩んでいる地方公共団体も多いと推察されます。

そのため、本日より事業推進部会を新たに立ち上げさせていただき、PFI事業を進める上での具体的な改善策について御議論いただきたいと思いますと考えております。

当面、本部会においては、アクションプランに新たに記載された期間満了事業の検証、優先的検討の負担軽減策の検討などに取り組んでまいりたいと考えております。6月に閣議決定されました骨太方針では、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進するものと記載されており、引き続き、政府一体となって全力で推進に努めてまいります。

委員の皆様方におかれましては、引き続き、御指導を賜るとともに、この場でも熱心に御議論いただくことをお願い申し上げまして、初めの御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○宇根企画官 それでは、以降の議事につきましては、根本部会長に進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○根本部会長 改めまして、部会長を拝命いたしました根本でございます。

今回、委員・専門委員の皆様には、大所高所、専門的な観点、それから国民としての視点もおありだと思いますので、活発に御議論いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今日は全員が御出席ということで、推進委員会本体もそうですけれども、私自身余り経験がないです。皆さん、非常に御熱心に、積極的に御参画いただけるということで、大変嬉しく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、部会長代理を指名させていただきます。

民間資金等活用事業推進委員会令第4条第4項によりますと、「部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とされておりますので、部会長代理は私から指名をさせていただきます。

本部会の部会長代理は北詰委員にお願いしたいと思います。北詰委員、よろしいでしょうか。

○北詰委員 承りました。

○根本部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

事務局から議題1の事業推進部会の進め方について御説明をお願いします。

○宇根企画官 それでは、私のほうから、議題1、事業推進部会の進め方について御説明させていただきます。

まず、資料は2枚めくっていただいて、参考資料①をごらんください。PFI推進委員会の構成についてでございますが、一番上のオレンジのPFI推進委員会が法に基づく委員会ということで、これが親委員会になります。

そして、今年度からは、その下に計画部会と本部会である事業推進部会という2つの部会を設置させていただいているところでございます。

それぞれの役割分担についてですが、計画部会のほうは、国が策定しておりますPFI推進アクションプランを、PDCAサイクルを実行し、改善していくという手続の中で、いろいろな御審議をいただくということでございます。

事業推進部会のほうは、代表審議事項として、管理者等の取り組みの段階等に応じた案件形成の促進と書いておりますが、こちらのほうは、計画部会で計画全体を見ていただくのに対し、個別の施策に焦点を当てて、施策について深掘りして議論いただくようなときに、こちらで御審議いただくという形でやらせていただきたいと思います。

続きまして、進め方についてですが、次の資料①-1をごらんください。資料①-1と次の資料①-2は、9月28日に親委員会であるPFI推進委員会を開かせていただいたのですが、その場でお諮りして、両部会でこういうことを審議いただくということで御承認をいただいた内容となっております。

まず、資料①-1ですけれども、先ほど申し上げたとおり9月28日に親委員会を開かせていただいて、両部会での審議事項について御審議いただきました。

議題については、次の資料で御説明しますが、基本的には毎年6月にアクションプランの改定を国のほうで行っておりますので、両部会で御審議いただいた内容を踏まえて、来年6月のアクションプランの改定に向けて、こういったスケジュールで部会を開催させていただきたいと考えておるところでございます。

続きまして、資料①-2をごらんください。部会での審議事項についてでございますが、下半分が事業推進部会となっております。

1点目が期間満了PFI事業の検証ということですが、平成11年にPFI法ができて以降、PFI事業が続き、そろそろ期間を満了してきた事業も増えてきたところでございますので、そういったものについて検証していこうということが、今年の6月にできた国のアクションプランにも位置づけられましたので、本部会のほうでも検証の御審議をしていただきたいと思います。

②が優先的検討等となっておりますが、詳細は後ほどの議事で御説明しますけれども、もともと優先的検討部会というものを我々のほうで開いて、優先的検討について御検討いただいている、本委員会委員の中にも優先的検討部会に参加いただいた方はいらっしゃいますが、そこで御審議いただいていたものを、部会を統合して事業推進部会にしたという経緯もありますので、引き続き、優先的検討について御審議いただきたいと思います。

③についてはワンストップ窓口制度等となっておりますが、この6月にPFI法を改正しまして、国のほうでワンストップ相談窓口を制度化しておりますので、その手続の中で、本部会のほうにも御報告や御相談するような事項がありますので、後ほど詳細は説明させていただきますが、そういった制度について、まずは御説明させていただきたいということでございます。

議題1については以上でございます。

○根本部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

具体的なお話はこの後に出てまいりますので、そちらで御質問、御意見等をお願いするということで、議題2の期間満了PFI事業の検証について御説明をお願いします。

○宇根企画官 それでは、続きまして、資料②「期間満了PFI事業の検証について」というA4横の資料をごらんください。

1 ページ目になりますが、問題意識としては先ほど申し上げたとおり、期間満了案件が増えてきたので検証したい。

趣旨としては、基本的には下線を引いております2つがポイントかと思っております。

1つ目の上の下線部については、事業期間を通じて得た効果や課題等を評価・分析し、経験を共有することによって、経験の少ない地方公共団体にとっても有益なものとなるだろうということ。

下の下線部については、今後も期間満了を迎える事業が増え続ける中、1期事業から2期事業へのつなぎ方については多くの管理者等が迷っているところであり、整理して適切な情報を発信していきたい。

この2点を趣旨として、期間満了事業の検証を進めていきたいと考えております。

続きまして、2ページ目が実際の検証の進め方についてです。まず「2. 調査方法」についてでございますが、基本的には①のアンケート調査と、それに基づいて、特におもしろそうなものについて③のヒアリング調査をやりたいと考えております。そして、補足として、②に記載している、管理主体を想像していますけれども、実施主体による独自評価レポート等があれば収集していきたいと考えております。

戻りまして「1. 調査対象事業」についてですが、基本的には平成29年度末までの期間満了事業、今、我々が把握している範囲ではまだ70事業でございますが、それに対して検証を進める。さらには、2期目事業について検討が進められていると期待されるような平成31年度末までに期間満了を迎えるであろう事業も対象に加えて、70件と合わせて約120件の事業を対象にアンケート調査を実施したい。そして、その中から必要に応じて事業を抽出して、ヒアリング調査などもやりたいと考えております。

そして、それらのアンケート調査やヒアリング調査を踏まえて、矢印の下の部分になりますけれども、財政支出削減効果やサービス向上効果、地域経済活性化や公共職員の業務

負担軽減の効果などをまずは把握する。あわせて、事業実施中の課題なども把握して、さらには、それに対してどういう対策をとって課題を解決していったのかということも情報収集して発信していきたいと思っております。先ほど2点目の趣旨として挙げた2期事業へのつなぎ方についても評価・分析して、取りまとめて発信していきたいと考えているところでございます。

次のページからは、今、把握している期間満了事業の一覧が記載されていますが、ページを飛ばしていただいて、7ページをごらんください。先ほど申し上げた約120事業の概要についてですけれども、事業分野別と事業主体別に分けたものでございます。

事業分野別のほうを見ていただくと、多いのは初期のころは宿舍や公共住宅、大学・研究機関といったどちらかというところとハコモノの整備が大きな部分を占めているような事業が多くなっております。

ただ、31年度末満了予定事業の列を見ていただくと、右のほうに行くと給食センターなども出てきていますし、あとは、その他の部分に入りますが観光交流拠点なども一つ二つ入っていますので、運用の部分である程度、民間の自由度がかなり発揮しやすいような事業も入ってきていますので、この辺はよく注視して見てもいいのかなと考えているところでございます。

議題2についての説明は以上です。

○根本部会長 ありがとうございます。

前提の確認なのですが、PFIの法律、ガイドライン等で期間満了時の手続に関して定めたものは何でしょうか。定めがなければ定めがないと。

○宇根企画官 たしか定めはなかったと思います。別に評価することも義務づけていなかったように思います。

○根本部会長 評価というか報告みたいなことも全くないわけですね。PFIの一連の手続がこうあって。

○宇根企画官 国に対して報告とか、そういうことですか。

○根本部会長 管理者の中で実施方針から始まってずっとあるではないですか。最終的に契約期間満了の時点で何をするか。国に対してではなくて、管理者として何をするかということの定め。

○宇根企画官 規定はないです。

○根本部会長 わかりました。

恐らく、その時点ではまだ想定していなかったのだらうと思うので、今回のこの作業を通じて、何らかガイドラインみたいなものを出したほうがいいのかどうかについて、事務局としては何か現時点での思いはありますか。

○宇根企画官 ガイドラインまで位置づけるかどうかは決めていません。何らかこういうことをやったほうがいいのかというのを発信はしたいと考えています。

○根本部会長 位置づけはともかく、何らか。

○宇根企画官 はい。

○根本部会長 どうぞ。

○石川審議官 ありがとうございます。

着任してしばらくたってから、兵庫県の養父市という非常に初期から、特に温浴施設をPFIでやった市長と話をしまして、3年前ぐらいに期間満了になったのです。それで、何とか延長したかったのですけれども、当初の事業契約で延長規定がなかった。甲乙が合意すれば延長できるなどというものがなかったのもう一回、再募集をせざるを得なかったのですけれども、その企業は次は手を挙げないということになったので、指定管理者制度に移行して、やはり指定管理料を年間払う。その市長からは、事業期間を延長できるような規定を盛り込んだ標準契約書とかそういう要望が出てまいりました。

その辺を本当に標準契約書としてやっていいのかとか、あと、2期目で改築を伴うものはPFIをもう一回やったり、あるいは事業延長というのがありますし、指定管理者に移行する、包括的民間委託に移行するのがいいのか、むしろコンセッションのほうがいいのかとか、ガイドラインとして示すのが、逆に地方公共団体の創意工夫みたいなものを縛ったりはしないか。だから、参考にこんなものがありますよというPFI委員会報告ぐらいにとどめるか、その辺は御議論の余地があると思います。

○根本部会長 趣旨は、管理者の手を縛ろうということは全くなくて、むしろ促進するために、出口がしっかりしている制度だということを形式、実態ともにちゃんと示す必要があって、それが今のところ本当の当事者のリスクになっていて、なかなか工夫できない。養父市長ですらできないということは、普通できないということなので、そこが制度的には少し弱いところとか応援していないところだろうと思うので、ガイドラインがいいのか手引ぐらいがいいのか、何らかこの作業の出口を用意して検討したほうがよいかと思います。

全くつukらないということも含めて、一応、そういうことがあり得るということを前提にこれから御議論いただければと思います。

この議題について、どなたからでも御意見をください。

どうぞ。

○山口専門委員 資料②の7ページなのですけれども、事業分野別事業数でこのような整理をされているのですが、ごみ焼却施設は圧倒的にDBOが多いのです。今回、恐らくDBOが純粋なPFI法の適用対象ではないので、この調査から外しているとは思うのですけれども、そうするとごみ処理施設等というカテゴリー区分はちょっと考えたほうがいいのかという気はするのです。

実際、案件を見てみると、ごみ処理施設そのものもあるのですけれども、余熱利用施設のほうが結構多かったです。ごみ処理施設等と出してしまうと、ごみの焼却施設や分別処理の施設はこのカテゴリーに入るというイメージなのですが、件数が圧倒的に少ないということになるので、そうすると実際にPFIないしPFIに準じたスキームでやってい

る実態を整理して公表するというと、このカテゴリに関しては実態とずれが出てきて、違和感があると思いますので、そのあたりは工夫していただく必要があるかと思います。

以上です。

○宇根企画官 わかりました。

表現ぶりは誤解がないように、今後、修正したいと思います。

○根本部会長 これはいい御指摘なのですけれども、DBOは含まないというのは、狭く対象を捉えているということですね。DBOでも事実上PFIに並ぶ、同じような手続をしていて、期間が決まっていて、出口があつてということであれば、DBOを排除する理由はどこにあるのですか。PPP/PFI推進室として、狭義のPFIに限定する必要はないのではないかとということに対しては、どういうお考えですか。

○宇根企画官 そこは、そこまで深い議論をせずになっているので、また議論して、支障がなければ追加して、皆さんの参考になるようなデータを収集したいと思います。

○菅参事官補佐 内閣府から今、公表しているPFIの実績が666件、これは実施方針公表ベースでやっております。

実施方針にPFI法に基づいて実施したと書かれているDBOはカウントしておりますが、PFI法というところが書いていないDBOについてはカウントできていないということで、今は網羅的に押さえられていないというのが実態です。

○根本部会長 それはカバレッジの問題なのですね。

○菅参事官補佐 はい。

○根本部会長 管理者としては別にPFIであろうがなかろうがDBOは同じなので、特に最近PFIに基づくと書かないだろうと思うので、そうすると何か重要な案件が抜けてしまうとか、そんなことがありはしないかと思います。

○山口専門委員 今の点でいいですか。私は、ごみ焼却施設は何件も事業者選定をやっていますので、そこでいわゆるPFI法についての記述があるかないかは実施方針の公表と特定事業の選定をやっているかやっていないかということで、DBOの中でも、それをやらずにDBOでやると決めてやっているものもありますので、それは多分、内閣府のほうで把握していないということだろうと思います。そこを含めて調査をするのか、あくまでもPFI法に準じた手続をとっているものだけ対象にするか、そこは決めていただいて、もし調査するのであれば調査していただければと思います。

以上です。

○宇根企画官 そもそも実施方針とかを出していないものを把握できるかということも、作業の問題もあるので、そのところは事務局のほうで検討させていただければと思います。当然、有益な情報であれば、我々も収集して役に立てたいとは思っております。

○根本部会長 ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○黒石専門委員 話を戻してしまっていて恐縮なのですが、先ほど委員長が御指摘の点の確認なのですけれども、個人的にも、この期間満了PFI事業の検証は、期間満了していないものも大事だと思っていて、昨今のPPP/PFI推進室の皆さんの悩みの種である関空タンカー激突問題とか、ランニング期間中のものでも問題がいっぱい起きていますので、いかに効果的なモニタリングが必要なのか。それから効果検証をどう次の制度改革、今、ガイドラインの改定になるのかという御指摘がありましたけれども、その辺は一番重要なところだと個人的にも問題意識を持っております。

戻って、資料①-1のスケジュール上の確認なのですけれども、肌色の当部会は、2月ぐらいに年度報告という形で親委員会に上げて、そこで提案というか提言という形を親委員会に申し述べるという運びになっているという理解でいいのでしょうか。

○宇根企画官 説明が不十分で申しわけありませんでした。これはどちらかということ、今の検討状況、審議状況を報告するというので、ここで何か最終成果を提出するとかいうイメージではございませんでした。

多分、年度末の段階では、まだアンケート調査結果などを収集して、それを皆様に御説明するのが精いっぱいのところなので、より深い話をするためにはヒアリング等を実施していかないとわからないところもあると思います。

○黒石専門委員 そこまで行かないだろうということですね。

○宇根企画官 はい。

○黒石専門委員 今、根本先生におっしゃっていただいたように、こういう実務的な制度まで行かないところの細部も、毎年毎年、それこそお隣の韓国では制度改革を重ねているように、実務に合わせてスピード感を持ってキャッチアップしていかないといけない問題だと個人的にも思っていますので、ぜひそういうチャンスがあれば、前倒しで盛り込んでいくような算段で考えていただければと思います。

○宇根企画官 わかりました。当然、制度に盛り込むべきものがあれば、当初、想定していなくてもどんどん前倒しで制度には反映していきたいと思います。

○根本部会長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○福島専門委員 福島と申します。

御説明いただいたところに関しましては、細かい点はともかく、こういう検証を進めていくことが必要だということに全く異論はありません。

その前提で、少し長い目線でのお話をさせていただければと思うのですが、御案内のとおり、イギリスのPFI・PF2が終えんする。厳密に言うと、新規の契約はしないということになりました。我々日本がお手本にしてきたイギリスのPFIが終わるという中で、私の知り得る限り、PFIという表現を一般的に使っているのは日本とイギリスだけかと思いますが、そうすると、日本だけがPFIというものをレガシーのように残していく格好になります。それ自体は悪いことではありませんが、それであれば、こういう論理で価値があるからやっ

ているのですということをしつかり説明できるための検証プロセスは非常に重要になります。そうしないと今後、世界の国々から、日本はまだ（古いタイプの）PFIをやっているのかと言われかねません。その意味では、どこかのタイミングで第三者的な機関、イギリスに倣って言えば会計管理局のようなところを使って、徹底的なレビューをやったほうがいいと思っています。

イギリスもちょうど1年ほど前に会計管理局がPFI・PF2の調査レポートというすごく分厚いものを出しました。その結果があつてこそ、今回の決断だと思います。これからやろうとしていることに反対ではありませんが、PFIの仕組み自体の再検討をするぐらいの目線はどこかに持っておいた方がよいのではないかと思います。

○宇根企画官 御指摘ありがとうございました。

○石川審議官 ありがとうございます。

イギリスの件は、我々もキャッチしておりまして、ただ、一応財務省のお話は、PFI・PF2はやらないけれども、民間資金の活用というのは重要で、PPPという形ではできるだけ続けていくと伺っています。

聞いているのは、イギリスは空港などといった料金収入を取れるようなインフラは完全民営化してしまったということで、コンセッションの入る余地がないということもあり、また公共事業の発注も下り坂になっているというような、日本とは少し違う部分があると思います。

日本においては、いろいろな地方公共団体の話を聞いていても、PPPも含めて民間資金の活用は重要だという認識は定着しておりまして、ただ、PFIという言い方を残すのかどうか。内閣府もPPP/PFI推進室となっておりますし、PFI法も通称でPFI法と言っているだけで、PFIというアルファベットが出てくるわけではありませんので、そういった長期的な視点も必要かと考えております。

○根本部会長 室の通称変更は考えてもいいかもしれませんね。多分そういうところで意識が変わるのだと思うし、先ほどのDBOを入れるかどうかというのも、皆さんの側にPFI法の呪縛があるのです。なのでそうなるのだけれども、世の中はもっと大きく見ているので、もうちょっとテリトリーを広げてカバーするという姿勢が名前から出てくるような気がします。

ほかはいかがでしょう。

どうぞ。

○宇野専門委員 御説明ありがとうございます。

資料②の2ページ目について、少しお伺いをしたいと思います。

期間満了PFI事業について検証を行うということで、アンケートを行うということなのですが、この目的として、ここで見ると、要するにこれまで期間満了したもののアウトカムといったものがどうであったのかというような観点かと思えます。副次的な効果についても見るという点については、非常に興味深いと思っております。

その上で、2期事業へのつなぎ方ということを考えてときに、アウトカムの評価だけでよいのだろうかという考えを持っております。

そう申しますのは、先ほどありましたけれども、2期事業が改築等を含んでいるような場合には、新たにPFIということで、余り問題にならないと思うのですけれども、改築を含まないで、さらに運営だけ続いていくような場合にどうするか。その場合に、PFI事業で行われてきた運営というものがどうであったのか。

これが、例えば包括的民間委託やコンセッションなどという形で、同じような水準でオペレーションが行われるのであれば、それは制度としては代替可能だということだと思っております。

それは包括的民間委託とコンセッションで運営のあり方がどう変わるのかということも含めて、オペレーションがどうであるのかということの評価していくと、次のフェーズでどちらの制度を使えばいいのか、あるいは第三の制度が望ましいのかということを経験できるのかなと思います。

例えば、先ほど黒石委員からもありましたけれども、モニタリングがどうなっているのか。どのようにモニタリングが行われていて、有効なモニタリングであったのかとか、ユーザーや住民のニーズをどのように把握して、それを運営に生かしているのか。あるいは、もっと経営的な側面でのオペレーションがどのようになっていたのか。それは制度と関係があるもの関係がないものはあると思いますけれども、そうした点についての評価を盛り込んでいただければ、2期事業へのつなぎ方というところへの議論が深まるかなという気がいたしました。

蛇足になりますけれども、2期目で延長してよいのかということについて少し考えてみると、そもそもPFI法というならば、入札において透明性ということがうたわれているわけですので、仮に延長という制度をどこかに組み込むにしても、透明であるということに留意した制度設計が必要かなという意見でございます。

以上です。

○根本部会長 先に、この議題に関して御意見を伺いましょう。

どうぞ。

○北詰委員 北詰です。

細かい手法論で2点だけ確認しておきたいと思うのですけれども、先ほど来あった2ページですが、副次的な効果の中で、公共職員の業務負荷低減等というところ、これを含むいろいろな項目が、何と比較するかなのですが、従来型の契約行為でやった仕事と比較するというのも観点としてはもちろん必要ですけれども、実際にやったのは例えばPFI事業ですから、現実にその仕事をやったときに、従来型の方法だとかそれ以外の方法が頭の中で想定できないのです。下手をすると、モニタリングもやらなければいけないし、最後に引き継ぎの契約もしなければいけなかったから、その分、仕事がすごく増えたという感想のみで、PFIは大変だったというような思いが回答として出てきそうな気がするので、聞き方

を少し工夫していただくとともに、こんなことで効果はありませんでしたか？というのは、誘導にはなりますけれども、公正な比較と効果を厳密に出せるような聞き方をしていただければと思います。

これは、アンケートでは無理でも、ヒアリングのほうでしていただければいいのかなと思います。

2つ目は、回答者が気づかないような効果があって、例えば地方公共団体職員にお伺いをすると、金融機関が思っていた効果だとか、企業が思っていた効果は、すごく先進的な方は把握されているのでしょうかけれども、そうでない方々は聞き漏れていたり把握し漏れていたりするということがあって、そちらの観点から効果があるので、あとは発注者側である地方公共団体の仕組みさえ変えれば、引き続きPFIの効果はあると確認できるという部分を見逃しがちだと思いますので、そこを御留意いただければと思います。

以上です。

○根本部会長 ほかには御意見はないでしょうか。

どうぞ。

○下長専門委員 今回の北詰先生の御意見の延長なのですが、聞き方が非常に問題かと思えます。当該事業について、当初の事業企画をしたメンバーと、恐らく地方公共団体の職員も入れ替わって、現在は事業の終わりのことをしている人が担当されていると思います。

当該事業について、事業の後半のことはわかるのだけれども、当初どのような考えでスキームをつくったかとか、そのあたりの引き継ぎがうまく行っている地方公共団体とできていない地方公共団体があるかと思えます。できればアンケートの段階でそのあたりを把握していただいて、深掘りするのにはヒアリングで実施するのが良いと思います。当初のことがわかる方を捕捉した上でヒアリング等をすれば、かなり効果があると思います。

○根本部会長 いずれにしてもアンケートをとるので、そのときにこういう点に留意してほしいという御要望はほかにもあると思うので、メールで細かい点は事務局のほうにお伝えください。

最後に何点か出ましたけれども、今、何か回答できることはありますか。

○宇根企画官 御指摘いただいたことについて、アンケートに反映させていただきたいと思えます。宇野先生からあったオペレーションの途中でどうであったかというのもしっかり聞くようにというお話、あとは聞く人、聞き方の両方について注意したほうが良いというのはしっかり注意していきたいと思えます。

○根本部会長 私からですが、毎年大体、指定管理者制度を導入している施設については実績を評価しているのです。それを参考にさせていただいて、それに比べて著しく面倒くさいという話になると、それが障壁になるし、最低そのくらいはやるべきだというのは道理だと思うので、これもよくよく考えると総務省が標準フォーマットを出しているわけではないのですが、大体どこでもやっているのです。なので、そのサンプルを見て、どういう点を評価の対象にしているのかを見れば、参考にはなるかなと思います。

○宇根企画官 ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○根本部会長 それでは、議題3の優先的検討について御説明をお願いします。

○宇根企画官 それでは、議題3の優先的検討について御説明させていただきます。

1枚めくっていただいて、1枚目でございますが、そもそも優先的検討とは何かということでございます。左上の枠に書いてありますが、公共自らが整備・運営を行うときに、従来手法だけではなくて、PPP/PFI手法についても検討して、最も有効かつ効果的な手法を採択するようにしてほしいということの検討を優先的検討と呼んでおります。

優先的にPPP/PFIを導入してほしいという思いもありましたので、優先的検討という呼び方をさせていただいているところでございます。

続きまして、2ページ目に移りまして、優先的検討に関する取り組みの推移でございますが、優先的検討について、国のほうから地方公共団体等に働きかけを始めたのは比較的最近で、平成27年12月ごろからになります。このころには、優先的検討をやってくれということで地方公共団体に通知を出すとともに、その後、優先的検討部会などの御協力もいただきながら、優先的検討規程とは、こういう対象事業については優先的な検討をしてくださいよという規程をつくってくれということをお地方公共団体等にお願いするということなのですけれども、その規程のつくり方の手引を策定して通知したり、また、規程の運用に当たっての手引もつくって、平成29年1月31日あたりに出して、平成28年度末、要するに29年3月までに規程をつくっていただきたいということで、各地方公共団体等にお願いしてきたところなんです。

お願いするに当たっては、地方公共団体の規模によっても対象事業の多さなどがありますので、基本的には人口20万人以上のところには、平成28年度末までに規程をつくってくれということをお願いして、20万人未満のところには、同様の取り組みをできる限りやってくれということをお願いしている状況でございます。

そして、平成29年4月から本格的に優先的検討規程の運用が始まっているというのが現状でございます。

1枚めくっていただいて、優先的検討規程の策定・運用状況ということでございますが、上の表が策定状況です。真ん中に「策定済」という列がございます、その右のパーセンテージの欄が規程の策定率でございます。地方公共団体の規模、種別ごとに策定率を出しておりますけれども、規程をつくってくれとお願いした人口20万人以上の地方公共団体については、7割以上、平均で約8割が策定できたということで、一定程度、策定が進んでいるということでございます。

一方で、20万人未満の地方公共団体については、策定率が2.1%ということで、余り進んでいないというのが現状でございます。

また、下のほうに課題となった内容ということで書かせていただいておりますが、左側は簡易な検討、右側は詳細な検討ということですが、これは優先的検討をするに当たって、まずは簡易な検討というのは、直営でやるような簡単な検討を想定していて、そ

れをやったときの課題とか、右側の詳細な検討というのは、外注して、もうちょっと詳細に検討する場合の検討のことを想定しているのですが、それぞれ何が課題になったのかを地方公共団体にアンケートで聞いて、回答をいただいているところでございます。

一例を申し上げますと、右側の詳細な検討の一番上のところを見ていただくと、詳細な検討を実施する上での調査費用の捻出ということで、PFI導入を検討するに当たって、詳細な検討は外注することは想定されますので、その予算を確保するのがなかなか難しいということを行っている地方公共団体なども多かったということでございます。

続きまして、4ページ目でございます。こちらは昨年度までであった優先的検討部会のほうで御議論いただいて、優先的検討を進めるに当たっての課題と今後の進め方について御意見をいただいたものですが、2ポツの下線部を見ていただきますと、規程の運用がさらに進んでいくためには、優先的検討のプロセスを円滑に行えるようにすることが必要であり、サウンディング調査等を含めて検討方法を大幅に簡易化できるような仕組みの改善の余地があるという御意見もいただいているところでございます。

このような状況を踏まえて、5ページ目で、これから優先的検討について当部会で御議論させていただきたいと思っていることを書かせていただいているのですが、黒い四角の中に書かせていただいておりますけれども、当面は、公共施設の空調を対象として、外部委託せずとも地方公共団体職員が自ら簡易的に導入検討することが可能となる様式をつくって、地方公共団体に情報を発信していきたいと思っております。

なお、この部分で、事前に配付した資料では、公共施設の空調ではなく学校空調ということで書かせていただいていたのですが、基本的には、学校空調もほかの公共施設の空調も、学校施設の空調で評価できる方法であればほかの施設でも使えるのではないかとということで、より広目に使っていただきたいということで、公共施設の空調と事務局のほうで変えさせていただいておりますが、今の段階だと恐らく学校空調などが主な焦点になってくるのかなと想定しております。

ちなみに、今回、公共施設の空調を対象とするということにさせていただいた理由は、1ポツの④に書かせていただいておりますが、実績が一定程度あり、比較的取り組みやすいということ、地域差による条件が比較的少ないような事業が最初の取っかかりとして適切かなということで選んでいるということ、そういった事業は複数あると思いますが、その中でも、今夏の猛暑の影響もあって、今後、整備・更新の需要が高まるであろう空調整備事業を対象に、こういう検討を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、次のページは参考情報で事例の紹介になりますが、実際に優先的検討という導入可能性検討を簡略化した事例でございますけれども、岡崎市の小中学校の空調設備整備事業の例でございます。

隣接する豊田市の小学校で実際に男児が熱射病で死亡したという事態を受けて、早急に空調整備をする必要が出てきたということで、岡崎市のほうで何とか早くできないかとい

うことで空調整備をPFIで取り組んだということでございます。

対象施設としては、市内の小学校47校及び中学校20校ということで、それなりの規模でございます。予定価格も50億円を超えるような価格になっております。

事業方式はBT0方式で、サービス購入型でやられています。現在、民間事業者を募集中で、一応12月に事業契約締結予定というところまで進んでいるような事業でございます。

これについて、7ページで何を工夫したかを御説明する資料があるのですが、これは今、想定している岡崎市の空調事業の整備スケジュールですけれども、一番上がPPPでもPFIでもなくて従来型の発注をした場合どうなるかというもので、上から2番目が今までやっているような標準的なPFI方式でやったらどうかということ、一番下が導入可能性調査のところをかなり簡略化して手続を行ったらどうなるかを示したものでございます。

こちらのほうは、岡崎市にヒアリングをして、内閣府のほうで作成をした資料になります。

ポイントとしては、一番下のフローの一番左なのですけれども、導入可能性の自分で検討する部分について、外注をせずに直営で事例調査やサウンディング調査をやって、PFI導入は可能であろうという当たりをつけて、実際に議会等も説得をして、その後すぐにアドバイザーに入っていったということで、手続を進めていったということでございます。

詳細は確認していませんが、その後の基本設計や施工についてもかなり短くなっておりますので、実際に死者が出たという背景も持って、事業者とかなり密接なやりとりをして、いろいろな工夫をして縮めたのだと思いますが、このように期間の短縮に成功したという事例でございます。

こちらは事例の紹介になります。

以上で資料③-1は終わりました、続きまして資料③-2で、簡易な様式をつくりたいと申し上げたのですが、その様式のイメージをこちらに示させていただいております。

簡単に御説明させていただきますと、1ページ、2ページ目は事業の概要、あとは事業のスキームとしてどのような方式が考えられるのかというような抽出をするということ、まずはやる必要があるのではないかと示したものです。

2ページ目は、事業手法の比較検討ということで、まずは役所の中において、机上で、前のページで抽出した方式についてそれぞれメリット、デメリットが何なのかというのを評価して行って、どんな方式が最適なのかを内部で検討するということでございます。

続きまして、3ページ目でございますが、民間事業者の参画意向調査ということで、庁内で検討した方式について、民間事業者が応募してくれるかどうか。応募してくれるとしても、どのような条件は守らないと応募していただけないかなど、ヒアリングで確認をしていくということでございます。

2ページ目と3ページ目は多分、並行して考えなければいけないとは思っております。2ページ目で、庁内で最適な手法がBT0方式とかになったとしても、3ページ目でヒアリングしたら、業者に受けられないと言われれば、また次点の手法などもヒアリングしていく

ことが必要になり、行ったり来たりするような手順になるかなと思っております。

3 ページ目が終わりました、続きまして4 ページ目でございますが、財政負担軽減効果の検証ということで、いわゆるVFMの算定をやる必要があるかなと考えております。ただ、VFMの算定については、直営でやるというのはかなり難しいので、かなり簡素な方法を提案してみる必要があるかなと思っております。

ここでは例示ということで、方法1は内閣府の示す式によると書いていますけれども、これはまだ我々は検討が十分にできておりませんが、今、イメージしているのは、例えば横軸を事業費にして、縦軸をVFMにして、実績をプロットしてみて、近似式のようなものをつくって、事業費だけを入れればVFMが出てくるといような、地方公共団体職員がやろうと思っても簡単にできるようなものを何かしら提案できないかというのが方法1でございます。

方法2は、VFMは数字は算出しないで、プラスであるだろうということを過去の事例の事業規模や契約期間を見て、自らやろうとしている事業とかを見ても、そんなに遜色なくて、VFMもちゃんと出ているということであれば、自分の事業についてもプラスであろうと推定をして、VFMはプラスだという評価をするという方法でございます。

方法3は、方法2同様、VFMは数値としては出さないのですが、こちらはサウンディング調査をして、VFMがプラスであろうということを事業者から聞いて、プラスであるということを確認したと評価するような方法をここでは例示させていただいております。

続きまして、5 ページ目は総合評価ということで、これまでのページでやったような評価についてそれぞれまとめて、PFI手法でやるほうがよいかどうか、どの方式がよいかどうかを最終的に結論を出すというような様式になっております。

今、事務局のほうではイメージとしてこういうものを考えておりますので、また検討するに当たって留意点等があれば、御意見をいただければと思っております。

議題3についての説明は以上でございます。

○根本部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等をお願いいたします。

どうぞ。

○山口専門委員 ちょっと全体像が見えないので伺いたいのですが、資料③-2で様式をつくるということは理解したのですが、実際に様式でこのような形でやるといっても、マニュアルみたいなものがないと、担当者はどういう手順でどうなっているのかはわからないと思うので、マニュアルが必要なのではないかと。

先ほどの資料③-1の3 ページで、課題のところ、検討結果の対外的な説明をどのように行うかが懸念されているところがあって、このように簡単に検討できるといっても、要は検討して、このようにしましたというときに、それは議会あるいは市民に対してどうやって説明するのかというと、これだけだと説明できないと思うのです。

例えば資料③-2の1 ページで想定される事業方式であった場合に、それぞれの方式の

基本的なスキーム図みたいなものと、それぞれの事業の特徴といったものをもう少し丁寧に整理したものをきちんとマニュアルに入れていただいて、そのアンケートもこれから検討されるということなので、アンケート調査のフォーマットもそういったマニュアルに入れていただいて、あとは先ほど岡崎市のケースもあったのですけれども、これは別に国交省がやっている下水道の管路の包括的民間委託、これも案件がなかなか進まないということで、導入事例集を用意して、それを参照できるようにということにしていますので、そういった先行事例もきちんと盛り込んで、マニュアルのところに入れてあげると、検討しやすいし、説明もしやすい。

単に検討を楽にすればいいだけではなくて、楽にした形にどうやってやったらいいのかという手順をきちんと示してあげて、対外的にも説明しやすいような形にきちんと材料を提供してあげる必要があると思うので、多分、マニュアルが必要なのではないかなと思うのですけれども、そのあたりはどう考えているのか伺いたいです。

○宇根企画官 マニュアルという名前にするかどうかはまだ考えていませんでしたが、これだけだと結果の様式だけですので、判断基準をどうするかとか、方法はどうしたらいいなどということも補足する資料は必要だと思っておりました。

ただ、議会に説明するために、そもそも各方式がどういうものなのかがわかりやすい資料とか、そこまで私自身は考えていなかったもので、そういった御指摘も踏まえながら、そういった資料も追加しながら、またほかの省の類似の資料があるようであれば参考にしながら、もうちょっと充実したものにしていきたいと思えます。

○根本部会長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○村松専門委員 御説明ありがとうございます。PwCの村松と申します。

今回、空調設備の調査に関するフォーマットを提供するというのは、調査をされて、ここが各地方公共団体におけるハードルになっている部分であって、ここをつぶしてあげれば、ハードルを引き下げることができるのではないかと。即効性のある項目ということで取り上げられているのだと理解いたしました。

ただ、ステップバックして、全体を見渡したときに、優先的検討の推進に向けた取り組みということで、資料の4ページにございますけれども、20万人以上の地方公共団体と20万人未満に分けていらっしゃるということと、1ポツの(1)の一番最後のセンテンスですけれども、それぞれフェーズが違うように見受けられます。案件化に向けて運用がかなり進んでいるところもあれば、強制的に言われたために、規程は作成したけれども運用が進んでいない。規程はまだまだつくれていないと分類されているということで、今回、即効性のあるものを提供されるということですのでけれども、一歩下がってみると、まだまだ潰し切れていない推進の取り組みが必要なところはあるのだと思えます。

今回ターゲットとされるのは、恐らく20万人以上で規程があって、策定したものの運用が進んでいない団体というところをターゲットにして提供されるのかなと思うのですけれ

ども、マッピングしてみるとまだ空白の地帯があると思いますので、そこは今年度ということはないと思うのですが、継続的にどのターゲットに対して、まだ何が障害となっているのかということは検討を続けていって、実効策につなげる必要があるのかなと思います。

こういった推進に向けた方策といったときに、私は民間の事業者の方を相手にしたアドバイザリー業務とかをやっておりますので、そちらの経験からすると、事業者の方だったり地方公共団体だったり、そういった方々が外部に言われて何かやらなければいけないといったときに、大体考えられるのが、実施によって得られるメリットを強調してもらって、背中を押してもらってやるような太陽政策と、これはやらないとペナルティーがありますよという強制力、必然性を持たせるいわゆる北風政策というものの組み合わせがあります。あとは取り組み主体に対する取り組みハードルを下げる。今回のケースが一番わかりやすいと思うのですが、テンプレートはありますかとか、ほかの団体はどういうことをやっていますかというものを非常に気にされることが多いと思うのです。

事例の提供は今、山口委員からもお話がございましたけれども、横でやっている実際のパイロット事例の御紹介というのは、取り組みをしようとお考えになっているところについて非常にいい後押しになると思いますので、取り組みハードルを下げるというところからやられるのが一番実効性があるのかなという理解はいたしました。

直接的に今年度のアクションではないので、少し先の話も含んでしまいましたけれども、過去からの継続検討ということだと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○根本部会長 どうぞ。

○横山専門委員 私も今の両先生方のお話に通じると思うのですが、ふだん泥臭く地方公共団体をかけずり回っておりますと、優先的検討規程にまで行かないところが一番問題かなと思います。

私も優先的検討規程をつくってきた委員の一人でございますから、反省もございますけれども、そこまで行く地方公共団体は、PFIは大体検討して実施するのです。それをなおかつ簡単にしていく。これはもちろん大事なことであって、お進めいただきたいと思うのですが、その前に、地方公共団体は何を迷うかということと、まず、老朽化した公共施設がある、公有財産がある、土地がある。これをどうしようというところから始まるのです。一番極端なのは売却する。用途廃止して、譲渡する。大体一等地でありますから、全く売ってしまうのはもったいないので、定期借地権で貸そうかという検討から入り、残すとしたらリニューアルするか、それを公民合築でやるか、PFIでやるか。期間満了後に、また指定管理に出すか。こういうあまたの検討が行われるわけです。

これらの検討段階を経て、初めてPFIを使うことが有効であると。ここに持っていくためにはどうしたらいいのか。ここの説明をどうしたらいいのか。ここが一番地方公共団体にとって迷っているといえますか、むしろそうしたところに力がないといったことがあります。この前提段階の検討を自前でできないところの地方公共団体をどうフォローアップし

ていくか。私はここに救いの手を差し伸べる手引、優先的検討規程であるべきではないかと考えるわけでございます。

ですから、先生方がおっしゃるように、この簡易モデルがつくられることは結構なことでございますが、その前に一番前提の検討段階をぜひ付け加えていただきたいと思います。これから調査が行われるということでございますが、ぜひそのあたり、なかなか時間がたっているので難しいとは思いますが、その背景、どうしてPFI、その手法を選択したのか。ここをぜひ聞いていただきたい。

それは、項目は既におありだと思っておりますが、通り一遍でコスト削減が目的だったからとか、首長が言ったからとか、そういう表面的なことではなくて、あまたの地方公共団体が入り入れた手法の中で、なぜPFIだったのか。ここをぜひ掘り下げて聞いていただくようなアンケート調査にしていきたいと思います。

○根本部会長 先に御意見を出していただけますか。

どうぞ。

○北詰委員 横山委員の話を受けて、別省庁ですけれども99%以上策定している公共施設等総合管理計画と絡みながら聞かれるということになるのだらうと思っておりますので、それを踏まえて聞かれれば、多分、行けるのだらうと思っております。よろしく申し上げます。

○根本部会長 どうぞ。

○下長専門委員 優先的検討規程が進まない原因が、地方公共団体の負担が重いということで、負担軽減策という言葉で対応されているのですが、無駄な負担は軽減すべきだと思います。手間暇がかかるというのがPFIの特長でもあると考えます。長期の事業を安定するように事業化するのでありますから、これまで以上に事前にいろいろなリスクの整理だとか検討事項もあるということで、良い意味で負担増があると思うのです。

それについて、負担を軽くすればいいという方向だけで議論するのは危険かなと思っております。空調PFIだとか給食センターPFIとか、汎用モデルになってきているものは大胆に負担を減らす。ただし、いろいろな複雑な案件等もまだありますので、手間がかかるものは手間がかかるのだよということは、しっかり押さえたほうが良いと思います。

そのあたりを踏まえていただき、負担軽減策が善だということが強く出すぎるのはよくないと思います。

○根本部会長 どうぞ。

○福島専門委員 優先的検討の推進をしていくという中で、負担を軽減していくこと自体には賛成です。ただ、理論的にも、簡易的な対応をすればエラーも当然増えます。エラーというのは、本来PFIをするべきでないものも選んでしまうということです。この点については、優先的検討で負担を軽くして対応したものに関しては、モニタリングなどを充実させる。

例えば、ランニングの部分も含めて、優先的検討でやったもの、特に簡易的に対応したものに関しては、本当にきちんとVFMが出ているかななどをより詳細にモニタリングするなど

した方がよいと思います。

○根本部会長 ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

○宇野専門委員 ちょっと簡易様式についてお伺いしたいことがあるのですが、財政負担軽減効果の検証という4ページで、方法1、2、3とございます。これはどれを選択してもよいというたてつけにするのでしょうか。それとも、何か方針があるのでしょうか。

○宇根企画官 今のイメージだと、適用できるものはどれを選択してもよいというような形で行きたいと思っています。

例えば、方法2は事例が十分ないとだめなので、事例があるものしか選べませんけれども、事例があれば方法2を選んでもいいのかなと思っていますので、これでなければいけないというようにこちらのほうから決めることはしないつもりでございます。

○宇野専門委員 そうだとすると、方法2に関して、今の例ですと空調のことなのですが、過去事例でVFMが出ているということになると、空調施設であれば全部できてしまうことになるわけです。検討する以前ということになってしまうと思うので、これは軽減し過ぎな気がするのですが、どうでしょうかというのが1点。

方法3に関して、そのような状況下においては、従来方式の見積もりというのが十分になされていないということも想定できると思うのです。その状況のもとでサウンディングをして、民間事業者が、これは安くできますよと責任持って回答できるものなのか。方法3については、フィージビリティについて若干疑問を持ったのですが、これは意見というよりは質問といいますか、どうなのでしょうということですか。

以上です。

○宇根企画官 今の御質問に対してお答えしますと、方法2は説明が不十分なのですが、事業規模とか契約年数とかどういう方式でやったのかとか、そういう事業の条件を書いて、自分のやろうとしている事業とその条件が大差ないですねというのは確認をした上で、この方法2をやらないといけないなとは思っています。そういった意味で、この資料はまだ不十分なところがあるなと思っています。

方法3については、そこまで深く詰めていないのですが、今、御指摘いただいたことも十分注意しながら、そもそもこの方法を載せるのかどうかということも含めて、よく検討したいと思います。

○宇野専門委員 方法3については、私自身もよくわからないということで、民間事業者がこういう形を出していただけるものなのかということを確認いただいたほうがいいかなということですか。

以上です。

○根本部会長 ちょっと大きな話になってきたので、次の議題もあるので、私が知り得る

範囲でお話をします。

簡素化ガイドラインが出ていまして、これをつくるときの議論として、先ほどの簡素化の話なのですけれども、何でもかんでも簡素化しようという意味ではないのはそのとおりなのです。ただ、PFIであるがゆえにアディショナルにかかってくる手続と、PFIであろうがなかろうがしっかりやるべき手続と、両方を峻別して議論しないといけないということなのです。

なので、関西国際空港で橋が壊れましたというのは、コンセッションだから壊れたわけではなくて、コンセッションでなくても同じことは起き得たわけなので、それはしっかりやりましょう。ただし、PFIであるがゆえに手続が加わっているという面については、基本的に簡素化すべきだろうねという方向で簡素化ガイドラインができていますというのが一つ共通の認識として皆さんにお持ちいただかないといけないのかなと。そういう積み重ねで今まで来ていますということが一つ。

それから、方法1、2、3について、実は方法2も方法3も現行のガイドライン上、既に認められています。それが取り入れられていないのは、VFMを計算することがあたかもマストであるかのように読まれてしまっているところに問題があって、それをどのように変えていこうかというのが簡素化の大きな流れの話なのです。

前提としては、実はVFMを計算する手続というのは、唯一PFIのみに存在するわけですね。実は指定管理者制度でも業務委託でも常にそれはしなければならないのにもかかわらず、それはしなくてもいいのですよね。PFIについてだけそれが加えられているがゆえに、負担が大きい。なぜそういうばらつきのある制度を取り入れたのかというのは、イギリスがそうしていたからだけなのです。

そういうことなので、今の段階で、もしゼロから制度をつくるとすると、そもそもVFMというのをつくる必要はなくて、実際に公募して応札があるかどうかで全てが決するという通常の入札の世界にしっかり入り込めばいいだけの話なのです。

そういうことで、私自身はVFMはもう役目を終えているので、廃止すべきだと思っているのですけれども、いきなりそうでないとして、現状、すでにできることとして言うと、方法2と3がありますということで、実際に同種の事業の実績があるということと、本件については、サウンディングによって民間が手を挙げてもいいよということを言っていることでありまして、これは本当に手を挙げるのかと言われるとそれはそのとおりなのですけれども、それをより確からしい根拠をもとに説明をしてくれて、それが管理者として、なるほどそういう効果は実際に起こりそうだなという心証が形成できればよいということだと思いますので、そういう意味では、現状もう既に方法2も3も認めているのです。

なぜそれができないのかということ考えたときに、またさかのぼるのですけれども、VFMという概念があるのだから、それをやるべきでしょうと言う人に対して、方法2や3が説得力を持っていないのです。なので、そうであるがゆえに簡易計算式というのをつくって、簡素化ガイドラインでもしっかりエクセルのシートまで配ってやっているのですけれ

ども、それでも普及しないのは、要するに、あの中で簡易モデルをつくって、10%引きみたいにしていないではないですか。それは、国の意思としては、内閣府がお墨つきを与えたのだから10%引いて構いませんよということなのですからけれども、現場では、それは実は全く効果がなくて、なぜ10%なのですか。それを証明できるのかと。本件においてなぜ10%出るのかを証明できるのかと言われてしまうわけです。

なので、簡易計算式を出しても、恐らく問題の解決にはならない。どのみち絶対にわからない話を、悪魔の証明を求められてしまうということなので、この方向での解決はやはり難しいなと思っていて、むしろ書くのであれば、方法2と3を前面に出す。これはあくまでも主観的ですよ。絶対かと言われてたら、絶対ではないですよ。けれども、プロポーザルでもいいのですけれども、公募する価値はありますよねと。実際に提案がなかったら、それはできなかったということだし、提案があれば、できたでしょうということになるという通常の指定管理者制度みたいに上手に誘導していくということではないかと思っています。

随分いっぱい意見を言いましたけれども、今までの流れからして、より厳密な方向に今さら向かうのは、それはないだろうと私は思います。簡素化しても問題ないということ、どのようにこの場で議論しておくのかということ。それが大事なことかなと思います。

これは大きな話なので、この場で結論は出ないですけれども、審議官のほうから御意見があれば出していただけると。

○石川審議官 今回、これに力を入れたのは、資料にある岡崎市の例なのです。PFIは時間がかかるからやらないなどという意見が地方公共団体の中で多いのです。まずは導入可能性調査をしなければいけない。そこでコンサルを選ばなければいけないというのがあるので、敬遠される部分がある中で、今回、岡崎市が事例調査、サウンディングはもう庁内でやってしまって、事例調査は、聞いたところによりますと方法2のような方法でやったそうです。もうそれでゴーということで、アドバイザー契約はしっかりとやって、それによって、12月というまだ職人に余裕のあるときに施工に入れる。これは非常にPFI・PPP協会も、実際に現地を見に行くぐらい評価しましたし、実際に岡崎市への問い合わせなども出てきて、空調PFIが伸びている。

非常に我々としても教えられるところが多くて、先ほどいろいろな意見でも、負担を軽くするばかりで行くのは危険だと思いますし、軽くした場合はちゃんとフォローアップする。そこでアドバイザーをしっかりとつけるとか、そこら辺でフォローするというようないろいろな知恵を持って、できるだけサウンディング、事例調査のところの期間を短縮する、場合によっては省略するとか、何かそういうことを提言できると大変ありがたいと思います。

○根本部会長 大事なことなので、その辺は事務局のほうで十分練った上で御提案いただければと思います。

VFMのところで言い忘れましたが、地方公共団体の職員が計算できないのではない

のです。計算できるのだけれども、お前が計算したのは信頼できないと言われてしまうので、第三者に出すということなのです。なので、こういう使い方はおかしいだろうなと思っています。うちの大学もしょっちゅう頼まれるのですけれども、お墨つきを出すのはいいのですが、そもそも自分たちでできるでしょうということを手放した話だと思うので、そこを突かれると弱いという仕組みは、仕組みのほうを変えてあげないと、幾ら簡素化してもその壁が残ってしまうのです。なので、それは御検討いただければと思います。

それでは、議論が尽きないですけれども、もう一つ議題がありまして、改正PFI法に基づくワンストップ窓口制度について御説明をお願いします。

○宇根企画官 それでは、資料4について御説明させていただきます。

1 ページ目でございますが、冒頭に御説明したとおり、6月にPFI法の改正がありまして、ワンストップ窓口制度というものが法に基づいて運用されることになりました。内容としては上のフローにあるとおりでして、地方公共団体や民間事業者などが国に聞きたいことがあったときに、内閣総理大臣、具体的にはPPP/PFI推進室のほうに問い合わせをいただければ、関係する省庁のほうにも確認した上で、その地方公共団体なり民間事業者のほうに回答するという制度でございます。

これについては、法に基づかないものも今まであったのでございますが、今までとの差を申し上げますと、問い合わせはPPP/PFI推進室のほうで一元して受け付けていたのですが、その後は担当省庁のほうを紹介する形が多くて、その紹介した先が必ずしもPFIの推進部局でない場合もございますので、そちらからの回答がPFI推進という意味ではネガティブな回答になるケースもあったかもしれません。

今回は、回答する際には必ずPPP/PFI推進室を通して回答するというところで、我々PPP/PFIを推進する立場の人間がちゃんとチェックした上で回答するという制度の改善がなされたものでございます。

続きまして、1枚飛ばしていただいて3ページ目をごらんください。ワンストップ窓口等々の制度と、あとはPFI推進委員会の関係について整理したのですが、関連の仕方は2つあって、①はPFI事業に関する規定や支援措置などについて問い合わせを受けた場合でございます。こちらについては、右側に図がございますが、PPP/PFI推進室のほうで回答するのですけれども、それについて、回答・通知の結果をPFI推進委員会、つまりこの事業推進部会に報告をさせていただいて、それを見ていただいて、必要に応じ御意見等をいただくということでございます。

基本的には、規定や支援措置等に関する問い合わせですので、比較的、事務的な回答が多くなると思われれます。

続きまして、②のほうの求めに応じた助言ということですが、これは①以外の事項についても求めがあれば助言をするという制度でございます。右にフローがありますが、こちらのほうは、求めがあった場合は、PPP/PFI推進室のほうは回答する前に、必要があればPFI推進委員会、つまりこの部会のほうに意見を求めて、意見をいただいた上で助言を行うと

いう制度でございます。

意見を求めるということでございますけれども、上の部分の意見を求めるということに関しましては、①については回答した内容についていい、悪いという御意見をいただいても結構なのですが、それよりは、地方公共団体がどういうことでわかっていないのかとか、そういったニーズや需要を把握していただいて、また施策等について御提案いただくということで、①の場合は生かしていただければと思います。

②のほうは実際、助言を行う前に意見を伺いますので、こういった助言をしたらいいのかを御助言いただければと考えております。

資料4は以上でございます、議題4の説明も以上でございます。

○根本部会長 ありがとうございます。

この件につきまして、御質問、御意見等をお願いいたします。

どうぞ。

○村松専門委員 素朴な疑問なのですが、こちらでワンストップ窓口、今までもそういった形でやっていらしたということで、資料の4ページに実績としてこれだけの件数が対応されていましてということなのなのですが、1つ目の質問として、年度によって実績の件数が大分変動しているのは、何か背景として思い当たるようなところがありますか。

例えば、実際にやっていらっしゃる地方公共団体側での盛り上がりぐあいによって、大分差が出ているということなのか、受け付けをされる側のマンパワーの問題でさばき切れなかったということがあるのかなというのが少し気になりました。

2つ目として、これだけの件数をさばいていくのは相当大変な御苦勞があたりだと思っております。私が知らないだけなのかもしれないのですが、こういった御質問というのはいかなりパターン化されて、そんなの簡単に打ち返せるようなものもあたりだと思っております。

そうしたときに、可能な範囲ということになるかと思うのですが、民間でしたらFAQとかを、皆さんがアクセスできるサイトに御提供することによって、わざわざ問い合わせをなくとも解決に導けるようなものもあるのではないかと思います。

もちろん、難しい案件につきましては、個別にきちんと申請書を出していただいて、十分検討した上で御回答ということになると思います。そういった難しい案件に限られたリソースに注力していただくためには、簡易なものについてはパターン化して、問い合わせされる地方公共団体みずからそこを調べれば、ある程度、解決に導ける法令の解釈等、そういったものがサポートとしてあるといいのかなと思われました。

以上です。

○根本部会長 先に御意見をどうぞ。

○黒石専門委員 これも個人的な私見もあるのですが、ワンストップ窓口で御説明いただきましたように、3ページの②の求めに応じた助言関係、これが先ほど横山先生も御指摘のように、優先的検討以前の話も含めて、この対応は非常に大事だと思います。

今、プラットフォームとかワンストップ窓口とか、そういう時代の流れで、そこがどううまく機能するかが一番マーケット全体におけるポジションを決める場所ですので、そもそもこの前段のPFI法改正で、地方公共団体に対する勧告権まで踏み込んだ隠れた大改正があるわけですから、ぜひここは待ちの姿勢、受け身の姿勢ではなくて、PPP/PFI推進室ですので、ぜひ前向きな武器として捉えて、前向きな対応をしていただき、それがどう進捗しているかを私どもにもぜひ報告をいただきたいと思っています。

○根本部会長 ほかはいかがでしょう。

形式的なことなのですが、照会内容が、内閣官房または内閣府の場合は自分で回答する。関係省庁の所管の場合は、関係省庁が回答するのですか。2ページ目の流れがわからない。

実際に来る話というのは、PFIと関係ないというかPFI以前の問題として、そもそも公物管理とか何かの観点で、現状できないけれどもできるようになりませんかみたいなことが実際には多いと思うのです。その場合はどうするのですか。間に入って、その問題の整理はやってあげて、回答も内閣府がやるのか。あるいは、明らかにこれは内閣府と関係がなく、国交省なり文科省の仕事だよねという場合は、そちらが回答するというか、そちらにもう渡してしまっていて、手を引くのか。その辺はどうですか。

○宇根企画官 まず、法に基づく回答というのはPFI法に基づいたものではないといけなないので、そこはPFI事業と関連していないところの法に基づくような手続には入っていけないと思います。

ただ、おっしゃるように、問い合わせの中にはPFIでやるやらない以前の問題もあると思いますけれども、全部を我々がお受けするとは言えませけれども、ただ、この話を聞いて、我々が関与したほうがPFIの案件生成に役に立つなとか、そういうものがあれば、我々は積極的に関与していくと思いますし、明らかに他省庁の案件で、うちが口を出すのは難しいなということであれば、ほかの省庁にお任せすることになると思います。

その辺は法で決められる内容ではないと思いますので、任意手続としてやっていくことになると思います。

○根本部会長 今、出たほかの御意見に関してはどうですか。

○宇根企画官 村松委員から御指摘のありましたワンストップ窓口について、年度差があるのはなぜなのかということでございます。

平成28年度はともかくとして、平成28年度以外は基本的にふえる傾向ですので、少しずつですけれども普及をしてきて、相談も増えているのかなと思っています。

平成28年度の案件が多いのは、実はこの年は補正予算で導入可能性調査を予算的に支援しますよというのがあって、それに関する問い合わせが多かったと聞いておりますので、施策の内容によって、また上下するところがあるのかなと考えております。

あとは、FAQをつくったほうがいいのではないかというお話がありましたけれども、御指摘のとおりで、実は内閣府も今もつくってはいるのですが、そういった意味ではアピール

が足りないかもしれないので、それはしっかりアピールするとともに、FAQ、当然問い合わせがあれば、必要なものは追加して、改善していきたいと思っております。

黒石委員からありました②の助言が非常に重要で、有効な武器として前向きに活用してほしいというお話でしたが、それは御指摘のとおりだと思いますので、我々も前向きに捉えてやっていきたいと思っております。

以上です。

○根本部会長 この議題に関しましては、ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、今後のスケジュールの前に、2と3と4の中で意見を言いそびれたけれども、言っておきたいということがあれば。

どうぞ。

○北詰委員 方法1、方法2、方法3のVFMの件で、決して根本部会長に逆らうわけではないのですけれども、やはりVFMそのものは大切である。方針として、例えば必要性の検討はB/Cであり、効率性の検討はVFMである。こういう枠組みがあって、それを進めていく必要があって、VFMというツールは強力な判断ツールであるということは変わらないと私は思っています。

委員から御説明があったように、1番危険なのは、本来PFIでやるべきではなかったものをしてやっちゃって、後から違ったよねと言ったら、仕組み自体に対する信頼を問うてしまうということになるので、各委員から御説明のあった簡素化し過ぎることに対する警告というのは、大事にすべきかなと私は思います。

ただ、VFMを計算することが導入というか出発点の障害になっているならば、そこは簡素化してしまえ、一気になくしてしまえという話は、その後、ちゃんとVFMを計算し、それが事業運営の効率あるいは民間の提案をどんどん促進するために使われることが約束されているならば、一番最初の導入部分について簡素化する。もっと言えば、なくしてしまうとか、説得力だけは残しつつやっていくということに関してはありかなと思っておりますので、そこを注意深くかつ保証されているのだ。それは実際にやるときに議会だとかにちゃんと約束できるのだということを最大限に保証しつつやっていくことが大事かなと私は思います。

余計なことを申し上げましたが、以上です。

○根本部会長 ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○渡辺専門委員 渡辺です。

今の御意見につけ加えるというか、民間の立場で応札をする場合、VFMは非常に重要なことと思っております。

というのは、民間の立ち位置でいくと、どうやったらVFMに近づけられるのかという一つの努力目標値になります。事業者としては、そこに近づけるために何が工夫できるのか、どのような提案をやっていったらよいのかということを考える根拠、指標になると思いま

すので、VFMについては考え方として一つ重要な指標になると思っておるので、そのあたりの部分については、完全に外すということではなく、御検討いただくのがよいのではないかと、このことを意見として加えさせていただきたいと思います。

以上です。

○根本部会長 それは予定価格とか債務負担行為の設定額を目安にしているのではないですか。

○渡辺専門委員 そちらもそうなのですけれども、どのような過程でVFMを出してきたのかということ、事業者としても自分たちで積算するというか、一から数字を検証することは、プロセスの中で当然やっているはずですし、私が事業者の立場でやっていくときには、その部分も検討、検証を重ねていく一つのプロセスとしてやってございます。

そういうことで、なぜその予定価格になったのかということを考える際にVFMは非常に重要な指標になっているかと思えます。そのあたりを事業者としても頑張るという意味合いでいくと、VFMという数字は必要なのかと理解しております。

○根本部会長 これを余り議論してもしょうがない。それはVFMを出した算出の根拠を知りたいということであって、尻尾の数字が何パーセントというのは関係ないと思います。

○渡辺専門委員 根本先生のご意見を否定するとか、全然そういうことではなくて、弊社のほうで手がけた案件が幾つかあるのですけれども、PFIは検討期間が長いという話にも派生してくるのですが、地方公共団体からもそういう御相談を受けたときに、民間発意という手段をとれば、実際に事業化する期間も短縮できるということと、VFMのほうも事業者側である程度、仮の値を算出して提示することになるということで、実際に実現した案件がございまして。その中で私たちも初めてVFMというのを自分たちなりに試算しているところがあるのですけれども、そういった考え方をきちんと理解した上で、予定価格はどのようなものか、事業はどこにポイントを置くのだろうか。コスト削減は一つの指標だし、付加価値の提供ということが2つ目の目標だと思っておりますので、そういった目標を掲げて、地方公共団体のほうに提案していくといったときには、しつこくなって申しわけないのですけれども、数字というものもあるのですが、出していくプロセスも非常に重要なのではないかと思ったことがあったので、意見として言わせていただいたところでございます。

○根本部会長 ちょっと白熱教室みたいになってしまった。

恐らく、おっしゃることが道理だとすると、そもそも簡素化することがおかしいと。一律10%などというほうがよほどおかしくて、現実に積み上げなさいという話になるのです。なので、おっしゃることはよくわかりましたけれども、選択肢を広げるという感じかなと思います。そういうほうがいい場合と、簡素化していい場合と、全くやらなくてもいい場合と幾つかあって、それは今でも3つ並んでいるのですけれども、しっかり計算しろという方法が選択肢として残っているので、それに引きずられてしまうところの、実は選択肢になっていないところをどうやってカバーするのか。

やりたい人にやるなどはもちろん言えないと思うのですけれども、やりたい人がやりや

すいようにするために、みんなが引きずられているという現象は避けてあげないといけな
いかなと思っていますのです。これからいろいろと検討、議論を進める中で、結構大きな話
なので、そこは論点として、おっしゃるようなことも踏まえつつ、どのような形にしてい
くのか、一緒に考えていきたいと思ひます。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○黒石専門委員 こちらもしつこくて申しわけないのですけれども、先ほど、最後にワン
ストップ窓口のところを前向きにやっていますという御回答をいただいたのですが、こ
の法律の字面上、①は報告義務があつて、②は必要に応じて相談しますというだけなので
報告義務はないのですけれども、ぜひ本当に大事だと思ひますし、推進の体制強化という
法律の趣旨に基づく措置だと思ひますので、ぜひ我々部会、委員会のメンバーにも内容を
共有いただきたいですし、皆さんの助言の内容もそういうことだという、御報告をいた
だきたいという趣旨だったのですけれども、それは難しいでしょうか。

○宇根企画官 別に隠すようなことではございませんので、御意見のとおり対応させてい
たきたいと思ひます。

○根本部会長 ありがとうございます。

先ほど話が出ましたように、FAQとかはしっかり出ているのですね。ただ、私が探して
も場所が見つからないぐらいガイドライン、手引の類いから複雑になっていて、現状ある
ものは何があるのですかみたいなことが一べつできないということがあつて、検索をかけ
たときにちゃんと引かかってくれないということもありますね。だから、何か新しいこ
とをする前に、現状のストックをしっかりと活用するというのが大事かなと思ひます。

恐らく、質問の中で出てくるであろうことの90%以上は既にウェブに書いてあると思ひ
ます。なので、それ以外のものは恐らくPFI以前の問題だと思ひるので、実際的にここでワー
クするというのは余りないほうがいいと思ひます。そういう意味では、前段の9割を潰す
という作業も同時並行してやらないといけないう気はします。

それでは、いろいろ議論は尽きないところではありますが、議題5の今後のスケジュール
に関して御説明をお願いします。

○宇根企画官 最後の資料⑤になります。表で期間満了案件、優先的検討、ワンストップ
窓口と3つ、下のほうに白い列がありますが、まず、期間満了案件については、取り組み
①として全体的な傾向分析とありますが、これは端的に言うともアンケートの結果をまとめ
て分析をするということでございます。こちらについては、次回の部会は2月ごろを予定
させていただいておりますので、それまでにアンケートをして、分析をして、結果を報告
させていただきたいということでございます。

続きまして、取り組み②で個別事業の検証ということですが、これは実質的にヒアリン
グのことを想定してございます。先ほどのアンケートが終わつた後、おもしろそうな案件
について抽出して、ヒアリング調査を実施したいと思ひてございます。こちらについては、
場合によっては委員の皆様にご同行いただくようなこともあるかもしれませぬので、また

個別に相談させていただきたいと思います。

続きまして、優先的検討についてですが、取り組み①のほうは、規程の策定・運用状況ということでございまして、今、アンケート等をやっておりますので、次回の部会には平成29年度末やそれ以降のものについて、可能な範囲で状況について報告させていただきたいということです。

②の負担軽減策の話は、先ほどの簡易検討の様式ですが、それについては年度末の2月にいただいた御意見を踏まえて、案を提示させていただいて、御議論いただきたいと思います。

事務局としては、できればこの場で成案とさせていただいて、もしくはその後、調整させていただいて、年度内に簡易様式を発信できればいいなと考えております。

ワンストップ窓口及び助言等については、助言もしくは問い合わせ等があった都度、報告や御相談をさせていただくということで考えております。

今後のスケジュールは以上でございます。

○根本部会長 今回の点につきまして、何か御質問、御意見はありますか。

簡易化のところは大分議論があるのですが、簡易化のガイドラインとはどう関係するのですか。あるいは、優先的検討規程の策定の手引、運用の手引との関係は。

○宇根企画官 今回のところは、マニュアル的な位置づけにしてしまうと標準型という感じに捉えてしまうかなと思ったので、試行的にこういうやり方もやってみてはどうかということで提案できればいいかなと考えています。

○根本部会長 多分、何か名前がつきますね。

○宇根企画官 つきますね。

○根本部会長 それによって方向感が出てくるだろうと思うのです。どういう位置づけなのかというのはグレーでは困るので、しっかり位置づけをして、今までのさまざまな公表物があって、それと矛盾するのであればそちらも変えないといけないだろうし、体系的にぽっと出てきたような感じがするので、今までのもののこういうところが曖昧だったので定義しますとか、ここが間違っていたので、あるいは法律が変わったので変えますとか、そのようにしっかりと位置づけてあげないと、これを参考にするのか以前の何かを参考にするのかは迷うところがあるので、国が出すこういう通知類は、そういう法的な位置づけはしっかりしないといけないと思います。

○宇根企画官 関連マニュアルとの関係については整理して、ちゃんと公表するようにはしたいと思います。

○根本部会長 それでは、ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、あとは事務局にお返しします。連絡事項があればお願いします。

○宇根企画官 次回の事業推進部会は、先ほど申し上げましたが2月ごろに開催できればと思っております。今回の部会が終わった後、また日程調整のメールを送らせていただきますので、御対応をよろしくお願いいたします。

それでは、本日は以上で閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。